

(証券コード 3903)

2022年7月5日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿四丁目34番7号
株 式 会 社 g u m i
代表取締役社長 川 本 寛 之

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策として慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、書面により議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、電磁的方法（インターネット等）を通じて行使される場合は、当社議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご投票くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、時間の短縮や座席の間隔を広くするなど、例年よりも縮小した規模で開催させていただく場合があります。また、当日役員及びスタッフはマスク着用にて対応させていただきます。株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点の状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会でのお土産の配布はございません。何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月27日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿 ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

◎今後の状況により、新型コロナウイルス感染拡大防止のため新たな措置を講じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder_meeting&year=2022)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◎株主でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集にあたっての決定事項

- (1) 株主総会にご出席されない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。具体的な手続き等については、4頁の「議決権行使のご案内」をご高覧の上、それに従って、議決権をご行使ください。
- (2) 書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の期限は、株主総会前日の2022年7月26日（火曜日）の19時（午後7時）までといたします。
- (3) 書面及び電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 書面による議決権行使において、各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書用紙が提出された場合においては、賛成の意思表示があったものとして取扱わせていただきます。
- (6) 議決権の代理行使を行う場合は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

◎議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

◎インターネットによる開示

- (1) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会計監査人の状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder_meeting&year=2022)に掲載することにより開示しております。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、添付書類記載のもののほか、上記、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会計監査人の状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「個別注記表」が含まれております。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder_meeting&year=2022)に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

今回の定時株主総会で付議されております議案につきまして、以下のいずれかの方法で議決権の行使を賜りますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席
いただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 2022年7月27日（水曜日）午前10時（午前9時開場）

場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号

住友不動産西新宿ビル3号館1階

ベルサール西新宿 ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面による場合



書面による議決権行使は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2022年7月26日（火曜日）19時（午後7時）**までに当社に到着するよう折り返しご送付ください。

※ご送付いただきます議決権行使書用紙は料金受取人払いのハガキとなっております、通常の郵便物に比べ郵便局での処理に時間を要しますので、誠に恐縮ではございますが、お早めにご投函くださいますようお願い申し上げます。

■議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股
○ ○ ○ ○ 印中
××××年××月××日
1. _____
2. _____
3. _____
4. _____
スマートフォンの
議決権行使
アプリから
QRコード
見本
00000000

※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、4号議案

▶ 賛成の場合： 「賛」の欄に○印

▶ 反対の場合： 「否」の欄に○印

第2、3号議案

▶ 全員賛成の場合： 「賛」の欄に○印

▶ 全員反対の場合： 「否」の欄に○印

▶ 一部の候補者を
反対される場合： 「賛」の欄に○印の上、反対
される候補者の番号を
ご記入ください。

インターネット
による場合



スマートフォン等により議決権行使書用紙のQRコードを読み取るか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。
※2022年7月16日（土）午前5時～2022年7月19日（火）午前5時はウェブサイトのメンテナンス作業のため取扱い休止期間となります。

行使期限 | 2022年7月26日（火曜日）19時（午後7時）

詳細は次頁をご覧ください

■重複行使のお取扱いについて

書面及び電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。



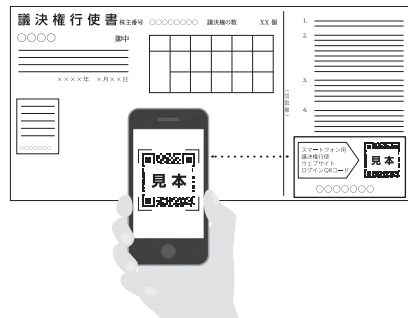
インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

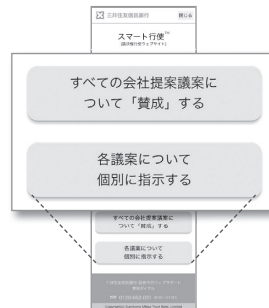


2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。



書面及び電磁的方法（インターネット等）によって二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）によって、複数回又はパソコンやスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

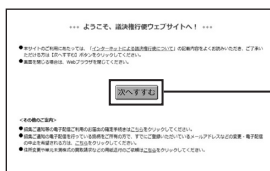
インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

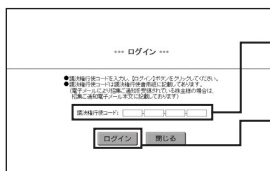
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイトへ
アクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

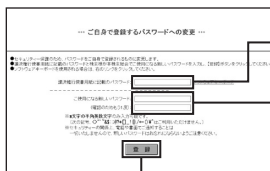
- 2** 議決権行使書用紙に記載さ
れた「議決権行使コード」
をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載
された「パスワード」を
ご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

- 4** 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

パソコンやスマートフォン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

(添付書類)

事 業 報 告

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、徐々に経済活動が回復する兆しがみえてきていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、引き続き厳しい状況で推移いたしました。

当社グループが属する業界におきましては、モバイルオンラインゲーム市場においては、角川アスキー総合研究所の「ファミ通モバイルゲーム白書2022」によると、2021年の国内スマートフォンゲーム市場は1兆3,060億円と、引き続き安定的に推移をしております。XR市場においては、International Date Corporationが2021年に発表した報告によると、2026年にはVR/AR市場が747億米ドルまで拡大すると予測されております。ブロックチェーン市場においては、MarketsandMarkets Researchが2021年に発表した報告によると、2026年までにはブロックチェーン活用サービス市場規模が674億米ドルにまで成長すると予測されております。

このような経済環境の中、当連結会計年度の売上高は18,942,037千円（前連結会計年度比1.7%増）となりました。また、営業損失は2,262,168千円（前連結会計年度は1,514,299千円の営業利益）、経常損失は3,890,047千円（前連結会計年度は6,071,130千円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は6,273,694千円（前連結会計年度は1,835,657千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

① モバイルオンラインゲーム事業

売上高に関しては、既存タイトルについては配信期間の経過に伴い減収となったものの、「乃木坂的フラクタル」や「ラグナドール 妖しき皇帝と終焉の夜叉姫」等、第2四半期より配信を開始した新規タイトルの売上寄与により、前連結会計年度比で増収となりました。

営業利益に関しては、一部タイトルにおける著作権手数料の支払い等に伴う売

上原価の増加に加え、新規タイトルにおける大型プロモーションの実施による広告宣伝費の増加等、コストが増加したことにより、前連結会計年度比で減益となりました。

この結果、売上高は18,748,642千円（前連結会計年度比1.4%増）、営業損失は2,238,698千円（前連結会計年度は1,629,278千円の営業利益）となりました。

② XR事業（VR、AR、MR等）

XR事業に関しては、将来、市場の急拡大が見込まれるXR市場において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループは、市場の状況に合わせて投資を行っていく方針であり、市場の黎明期においては国内外にて主にファンド出資を通じたXR関連企業の成長支援を実施し、また成長期においてはコンテンツの開発を主体的に取り組み、XR事業の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、主に当社グループがジェネラル・パートナーとして参画しているVenture Reality Fundを通じたグローバル投資を実行し、有力な技術・コンテンツ・人材を保有する企業との戦略的な連携を図ってまいりました。

この結果、営業損失は58,395千円（前連結会計年度は119,172千円の営業損失）となりました。

③ ブロックチェーン事業

ブロックチェーン事業に関しては、当該事業を取り巻く法令及び行政の対応等を踏まえつつ、国内外の有力企業への投資を通じ、早期の収益化を目指しております。

当連結会計年度においては、複数の有力チェーンにおけるノード運営が好調に推移したことに加え、IPホルダーとの協業によるNFT販売も売上に寄与いたしました。加えて、主にファンドを通じた投資活動を積極的に実行し投資収益の創出を図るとともに、世界各国のブロックチェーン企業とのネットワークを構築してまいりました。

この結果、売上高は193,395千円（前連結会計年度比33.5%増）、営業利益は34,925千円（前連結会計年度比733.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達
の状況
特記すべき事項はございません。

(4) 重要な組織再編等
の状況
特記すべき事項はございません。

(5) 対処すべき課題

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム業界は、引き続き安定的な成長が見込まれる市場ではあるものの、国内市場、海外市場ともに成熟期をむかえている状況です。このような状況下においては、経営資源の選択と集中により安定的に収益を創出できる基盤を構築することに加え、今後市場の拡大が見込まれる新規事業領域への早期参入により、将来を見据えた収益機会の構築を目指していく必要があると考えております。また、今後の規模拡大に伴いコーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題であると認識しております。

以上を踏まえ、当社グループとしましては、以下の具体的な課題に取り組んでまいります。

① 高品質なモバイルオンラインゲームの提供

当社グループは、魅力的なゲームコンテンツを継続して提供していくことが、事業の安定的な成長につながると考えております。これまでゲームタイトルの企画、開発及び運営により蓄積してきたノウハウを用いて、クオリティの高いオリジナルタイトルを開発するとともに、世界各国の有力IPホルダーとの連携を強化し、IPを用いた大ヒットタイトルも創出することで、収益力の拡大を目指してまいります。加えて、安定収益となる開発受託も推進し、バランスの良いポートフォリオを構築してまいります。

② 海外市場への展開

当社グループは、国内のみならず、海外市場にいち早く良質なゲームコンテンツを提供し、収益力の強化を図ることが重要な課題であると考えております。これまで多くのゲームコンテンツの海外展開を実現してまいりましたが、今後も引き続き、自社開発の有力ゲームコンテンツを中心としたグローバル展開を推進してまいります。

③ 新規事業領域への参入による事業拡大

当社グループは、将来、市場の拡大が見込まれる事業領域において早期に優位なポジションを築くことが重要な課題であると考えております。当社グループでは、XR事業（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン事業に参入しており、市場黎明期よりファンド等を通じた出資を実行し、国内外の有力企業との戦略的連携を図っております。また、ブロックチェーン領域においては、ファンド出資のみならず、ノード運営やコンテンツ開発等の積極的な事業展開を推進し、当該事業を将来の収益の主軸とすべく取り組んでおります。

④ コーポレートブランドの強化

当社グループのビジョン実現のためには、継続的にユーザーから支持されるサービスを提供していくことに加え、多くのユーザーに愛着を持っていただけの会社となることが必要不可欠であると考えております。そのため、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びCSR活動を推進していくことで、当社グループのコーポレートブランドの向上を図ってまいります。

⑤ ユーザー獲得の強化

当社グループは、当社グループが提供するゲームコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。当社グループでは、テレビ、インターネット等の媒体を含む各種メディアへの広告出稿及びイベント等を通じたユーザー獲得施策を継続的に実施しておりますが、過大な広告出稿はユーザー獲得単価の高騰につながると考えております。従って当社グループでは、ゲームコンテンツ毎の広告出稿に関する費用対効果を分析、把握した上で、今後も積極的かつ効果的な手法による広告出稿を実施し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

⑥ システム技術・インフラの強化

当社グループが提供するゲームコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末等を通じインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働及びスマートフォン・タブレット端末の技術革新への適切な対応が重要な課題であると考えております。従って、当社グループではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて他社が提供するサービスを利用しながら、技術革新にも迅速に対応できる開発体制作りに努めてまいります。

⑦ 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると考えております。そのため、積極的な採用活動を通じて、当社グループの企業風土に合った国内・海外の人材の採用・登用に努めるとともに、従業員の勤続年数等の段階に応じた教育プログラムを体系的に実施することにより、各人のスキル向上を図ってまいります。

⑧ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、事業拡大に応じた「業務の適正を確保するための体制」の強化を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑨ 消費者の安全性の確保

当社グループは、モバイルオンラインゲーム領域、XR領域（VR、AR、MR等）及びブロックチェーン領域をとりまく環境が大きく変化する中で、当社が提供しているコンテンツをユーザーが安心安全に利用できる環境を整備することが重要な課題であると考えております。そのため、モバイルオンラインゲーム領域においては、一般社団法人日本オンラインゲーム協会に加盟し、消費者保護の観点から業界各社との連携や情報交換を図っております。あわせて、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を遵守することで、健全な環境の整備に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 2019年4月期	第 13 期 2020年4月期	第 14 期 2021年4月期	第 15 期 (当連結会計年度) 2022年4月期
売 上 高 (千円)	21,257,580	19,827,695	18,628,710	18,942,037
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	△1,661,464	2,124,637	6,071,130	△3,890,047
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (千円)	△1,695,686	1,757,456	1,835,657	△6,273,694
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	△57.04	58.32	60.73	△214.07
総 資 産 (千円)	21,148,037	20,006,964	25,012,295	18,362,709
純 資 産 (千円)	13,593,627	15,169,892	17,190,437	10,084,362
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	416.04	470.93	535.17	316.11

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 2019年 4 月期	第 13 期 2020年 4 月期	第 14 期 2021年 4 月期	第 15 期 (当事業年度) 2022年 4 月期
売 上 高 (千円)	21,217,273	19,823,394	18,493,766	18,764,263
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	△930,922	2,051,569	810,755	△3,136,148
当期純利益又は当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,531,196	2,407,659	△2,100,650	△5,383,066
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△51.51	79.90	△69.49	△183.68
総 資 産 (千円)	20,950,394	20,985,423	21,550,699	18,379,528
純 資 産 (千円)	12,897,100	15,156,832	13,038,403	6,479,018
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	419.73	494.35	420.53	208.91

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況（2022年4月30日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社エイリム	100,745千円	100.0%	モバイルオンラインゲームの開発・運営
株式会社FgG	10,000千円	100.0%	同上
株式会社グラムス	10,000千円	100.0%	同上
gumi Asia Pte.Ltd.	2,000千シンガポールドル	100.0%	同上
台湾谷米數位科技有限公司	10,000千台湾ドル	100.0%	同上
株式会社gumi ventures	159,350千円	100.0%	投資事業及び投資ファンドの運営
株式会社gumi X Reality	100,000千円	100.0%	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資
Tokyo XR Startups株式会社	42,500千円	100.0%	XR技術を活用したプロダクト開発を行うスタートアップへの支援等
株式会社gumi X studio	500千円	100.0%	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発
gumi America, Inc.	11,005千米ドル	100.0%	XR及びブロックチェーンに係る投資
株式会社gumi Cryptos	10,000千円	100.0%	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資

(8) 主要な事業内容（2022年4月30日現在）

事業	事業内容
モバイルオンラインゲーム事業	モバイルオンラインゲームの開発・運用
XR事業（VR, AR, MR等）	XRに関するハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの開発並びにXRに係る投資
ブロックチェーン事業	ブロックチェーンに関するソフトウェア及びコンテンツの開発並びにブロックチェーンに係る投資

(9) 主要な事業所（2022年4月30日現在）

① 当社

本	社	東京都 新宿区
---	---	---------

② 子会社

株 式 会 社 エ イ リ ム	東京都 新宿区
株 式 会 社 F g G	東京都 新宿区
株 式 会 社 グ ラ ム ス	東京都 新宿区
g u m i A s i a P t e . L t d .	シンガポール シンガポール市
台 灣 谷 米 数 位 科 技 有 限 公 司	台湾 台北市
株 式 会 社 g u m i v e n t u r e s	東京都 新宿区
株 式 会 社 g u m i X R e a l i t y	東京都 新宿区
T o k y o X R S t a r t u p s 株 式 会 社	東京都 新宿区
株 式 会 社 g u m i X s t u d i o	東京都 新宿区
g u m i A m e r i c a , I n c .	アメリカ カリフォルニア州
株 式 会 社 g u m i C r y p t o s	東京都 新宿区

(10) 使用人の状況（2022年4月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
モバイルオンラインゲーム事業	783名 (3)	31名減
XR事業（VR, AR, MR等）	0名 (-)	2名減
ブロックチェーン事業	10名 (-)	7名増
全 社 （ 共 通 ）	34名 (6)	13名減

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、正社員のほか契約社員を含み、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり（）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門及び技術部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
433名 (9)	15名増	35歳2ヶ月	3年9ヶ月

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、正社員のほか契約社員を含み、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり（）内は臨時雇用者（アルバイト、パートタイマーを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2022年4月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
シンジケートローン	3,250,260千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,250,000千円
株式会社徳島大正銀行	416,668千円
株式会社新生銀行	250,400千円
株式会社りそな銀行	250,004千円

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする4社（株式会社三井住友銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社香川銀行）の協調融資によるものです。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項 特記すべき事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年4月30日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 98,878,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 31,271,400株 |
| (3) 株主数 | 16,432名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,793,600株	9.58%
N E X T B I G T H I N G 株 式 会 社	1,400,000株	4.80%
THE BANK OF NEW YORK 1 3 3 6 5 2	1,389,200株	4.76%
國 光 宏 尚	1,086,100株	3.72%
川 本 寛 之	995,800株	3.41%
本 吉 誠	778,600株	2.67%
株 式 会 社 S B I 証 券	700,765株	2.40%
樂 天 証 券 株 式 会 社	571,500株	1.96%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	469,100株	1.61%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 5 1	463,600株	1.59%

（注） 1. 当社は、自己株式を2,101,039株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（2,101,039株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員（当社役員であった者を含む。）に対し交付した株式の状況
該当事項はございません。

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2021年6月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	1,121,000株
株式の取得価額の総額	999,932千円
取得日	2021年6月16日

②新株予約権の行使

当社は、2021年6月18日、2021年6月21日、2021年6月22日、2021年7月15日、2021年7月30日、2021年9月15日及び2022年4月22日に新株予約権が行使されたことに伴い新株式を39,500株発行し、発行済株式の総数は31,271,400株となりました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年4月30日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	川本寛之	株式会社エイリム 取締役 株式会社 FgG 代表取締役社長 株式会社グラムス 取締役 gumi Asia Pte. Ltd. Director 台湾谷米數位科技有限公司 董事長 株式会社gumi ventures 代表取締役社長 株式会社gumi X Reality 代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社 代表取締役社長 株式会社gumi X studio 代表取締役社長 gumi America, Inc. President 株式会社gumi Cryptos 代表取締役社長 double jump.tokyo株式会社 社外取締役
取締役	本吉誠	株式会社エイリム 取締役 株式会社グラムス 監査役 株式会社gumi ventures 取締役 株式会社gumi X Reality 監査役 Tokyo XR Startups株式会社 監査役 株式会社gumi Cryptos 監査役 double jump.tokyo株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	梅田裕一	
取締役 (監査等委員)	高橋信太郎	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 取締役 株式会社U-POWER 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	長南伸明	株式会社スタジオアタオ 取締役 UUUM株式会社 社外取締役(監査等委員) SFPホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	清水健次	株式会社Gunosy 社外監査役 清水法律事務所 代表 日本テクノ株式会社 社外監査役 株式会社長越 代表取締役 株式会社アクシーシア 社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）梅田裕一氏、高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）長南伸明氏及び清水健次氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）梅田裕一氏、高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条で定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していた者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設けております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	158,642千円 (-)	138,025千円 (-)	20,616千円 (-)	3名 (0名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	32,400千円 (32,400千円)	32,400千円 (32,400千円)	-千円 (-)	4名 (4名)
合計 (うち社外取締役)	191,042千円 (32,400千円)	170,425千円 (32,400千円)	20,616千円 (-)	7名 (4名)

(注) 上記には、2021年7月28日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年7月28日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、創業者功労金を以下のとおり支給しております。

退任取締役 1名 150,000千円

③ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

④ 非金銭報酬等の内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の非金銭報酬として、中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を図るため、取締役に対して株式報酬型ストックオプションを導入しております。

当該報酬の内容は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額200百万円以内）とは別枠で、100百万円以内（うち社外取締役を除く。）としております。当事業年度において株式報酬型ストックオプションの交付はありません。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年7月28日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。取締役（監査等委員を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額は、当該定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役を除く。）として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名（うち社外取締役は0名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員のみで構成する指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。なお、監査等委員である取締役の報酬等の決定方針につきまして、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の経営に対する独立性を鑑み、固定報酬（金銭）のみとし、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

a. 基本報酬に係る方針

月例の固定報酬とし役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を総合的に勘案し、当社で定める報酬テーブルに定めた範囲内で決定するものとする。また、各事業年度に指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

b. 業績連動報酬に関する方針

当社は業績連動報酬を導入していないため現時点で当該方針は定めていない。

c. 非金銭報酬等に関する方針

中長期的な業績や株価を通じた企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進することを目的として決定するもの。また、発行する際には都度、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位、職責及び個別の業績等を総合的に勘案し指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する事項

取締役の報酬等を与える時期または条件の決定に関しては以下のとおりとする。

報酬を与える時期

基本報酬 : 任期開始日から任期終了日

非金銭報酬 : 任期開始日から任期終了日

条件の決定

基本報酬 : 任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

非金銭報酬 : 任期開始日から最初に到来する取締役会において条件を決定する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬とその他の報酬の配分とする。

取締役会は当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は当該答申の内容を尊重し決定をしなければならぬものとする。なお、株式報酬については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役川本寛之に対し各取締役の基本報酬とその他の報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はございません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- a. 社外取締役（監査等委員）高橋信太郎氏は、株式会社USEN-NEXT HOLDINGSの取締役及び株式会社U-POWER代表取締役社長であります。当社と株式会社USEN-NEXT HOLDINGS及び株式会社U-POWERとの間には特別の関係はありません。
- b. 社外取締役（監査等委員）長南伸明氏は、株式会社スタジオアタオの取締役、UUUM株式会社の社外取締役（監査等委員）及びSFPホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社スタジオアタオ、UUUM株式会社及びSFPホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。
- c. 社外取締役（監査等委員）清水健次氏は、株式会社Gunosyの社外監査役、清水法律事務所の代表、日本テクノ株式会社の社外監査役、株式会社長越の代表取締役及び株式会社アクシージアの社外監査役であります。当社と株式会社Gunosy、清水法律事務所、日本テクノ株式会社、株式会社長越及び株式会社アクシージアとの間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
梅 田 裕 一 取 締 役 (監査等委員)	<p>当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>主に出身分野である金融業界を通じて培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち全てに出席し、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
高 橋 信 太 郎 取 締 役 (監査等委員)	<p>当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>主に企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>
長 南 伸 明 取 締 役 (監査等委員)	<p>当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>主に公認会計士として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

氏 名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
清 水 健 次 取 締 役 (監査等委員)	<p>当事業年度において開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士及び公認会計士として培ってきた知識・見地から、取締役会において、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち全てに出席し、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

連結貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,012,108	流動負債	5,742,578
現金及び預金	6,302,742	買掛金	393,015
売掛金及び契約資産	1,852,967	1年内返済予定の長期借入金	3,049,208
前払費用	533,760	資産除去債務	53,156
未収入金	315,892	未払金	1,120,955
未収還付法人税等	213,049	未払費用	69,714
暗号資産	595,634	未払法人税等	442,151
その他	198,061	未払消費税等	41,334
		預り金	70,938
		賞与引当金	106,754
		その他	395,350
固定資産	8,350,600	固定負債	2,535,767
有形固定資産	128,663	長期借入金	2,368,124
建物	93,663	資産除去債務	64,763
工具、器具及び備品	34,999	繰延税金負債	102,880
無形固定資産	2,933,793	負債合計	8,278,346
ソフトウェア	359,920	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	2,548,821	株主資本	8,566,551
その他	25,051	資本金	9,417,653
投資その他の資産	5,288,143	資本剰余金	3,425,432
敷金及び保証金	283,325	利益剰余金	△2,218,164
投資有価証券	1,687,546	自己株式	△2,058,370
関係会社株式	475,057	その他の包括利益累計額	654,451
その他の関係会社有価証券	2,340,035	その他有価証券評価差額金	71,151
繰延税金資産	184,905	為替換算調整勘定	583,300
その他	317,274	新株予約権	385,108
		非支配株主持分	478,251
資産合計	18,362,709	純資産合計	10,084,362
		負債・純資産合計	18,362,709

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,942,037
売 上 原 価		17,043,634
売 上 総 利 益		1,898,403
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,160,571
営 業 損 失 (△)		△2,262,168
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	997	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	18,619	
暗 号 資 産 売 却 益	22,201	
補 助 金 収 入	14,787	
消 費 税 等 免 除 益	28,963	
保 険 配 当 金	10,000	
そ の 他	7,807	103,376
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,681	
為 替 差 損	249,122	
暗 号 資 産 評 価 損	851,441	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	571,027	
そ の 他	22,981	1,731,255
経 常 損 失 (△)		△3,890,047
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11	11
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,906,092	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	126,296	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	217,684	
役 員 退 職 慰 労 金	150,000	2,400,072
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△6,290,109
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	436,777	
法 人 税 等 調 整 額	△247,447	189,330
当 期 純 損 失 (△)		△6,479,439
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)		△205,744
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)		△6,273,694

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,686,312	流動負債	5,623,240
現金及び預金	4,628,930	買掛金	828,195
売掛金及び契約資産	1,937,560	1年内返済予定 の長期借入金	3,049,208
前払費用	498,091	資産除去債務	28,170
未収入金	351,266	未払金	1,049,086
立替金	57,143	未払費用	99,951
未収還付消費税等	90,090	未払法人税等	20,699
未収還付法人税等	98,252	預り金	76,108
その他	53,715	賞与引当金	80,228
貸倒引当金	△28,738	その他	391,592
固定資産	10,693,216	固定負債	6,277,269
有形固定資産	113,402	長期借入金	2,368,124
建物	92,028	関係会社長期借入金	3,844,382
工具、器具及び備品	21,374	資産除去債務	64,763
無形固定資産	2,773,764	負債合計	11,900,510
ソフトウェア	218,982	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	2,554,081	株主資本	6,093,910
その他	700	資本金	9,417,653
投資その他の資産	7,806,049	資本剰余金	4,144,562
敷金及び保証金	265,697	資本準備金	468,759
投資有価証券	35,904	その他資本剰余金	3,675,803
関係会社株式	5,789,038	利益剰余金	△5,409,935
その他の関係会社 有価証券	10,000	利益準備金	30,220
関係会社長期貸付金	1,208,604	その他利益剰余金	△5,440,156
繰延税金資産	257,060	繰越利益剰余金	△5,440,156
その他	239,744	自己株式	△2,058,370
資産合計	18,379,528	新株予約権	385,108
		純資産合計	6,479,018
		負債・純資産合計	18,379,528

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年5月1日から
2022年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,764,263
売 上 原 価	17,485,811
売 上 総 利 益	1,278,451
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,116,018
営 業 損 失 (△)	△2,837,566
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	33,721
経 営 指 導 料	9,600
保 険 配 当 金	10,000
そ の 他	1,506
	54,827
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	70,376
為 替 差 損	266,375
そ の 他	16,658
	353,409
経 常 損 失 (△)	△3,136,148
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,906,692
役 員 退 職 慰 労 金	150,000
	2,056,692
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△5,192,841
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△51,122
法 人 税 等 調 整 額	241,347
	190,225
当 期 純 損 失 (△)	△5,383,066

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月21日

株式会社 g u m i

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 矢部直哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田中計士

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 g u m i の2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 g u m i 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年6月21日

株式会社 g u m i

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 矢部直哉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 田中計士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 g u m i の2021年5月1日から2022年4月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月21日

株式会社 g u m i 監査等委員会

監 査 等 委 員 梅 田 裕 一 ㊟

監 査 等 委 員 高 橋 信 太 郎 ㊟

監 査 等 委 員 長 南 伸 明 ㊟

監 査 等 委 員 清 水 健 次 ㊟

(注) 監査等委員全員は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 2021年6月16日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、新たに上場会社に「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、当社は、定款変更にあたり、経済産業大臣及び法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当する旨の確認を受けております。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることになることから、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第13条 (省 略) (新 設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集) 第13条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>付則</p> <p>第2条 <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案においては同じ。）全員（2名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案について、社外役員で構成される指名・報酬委員会の答申を経ており、監査等委員会において検討がされましたが特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かわもとひろゆき 川本寛之 (1979年3月23日)	2002年4月 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 2008年4月 新規事業投資株式会社（現DBJキャピタル株式会社） 出向 2011年8月 当社入社 執行役員 2011年11月 当社取締役 2016年3月 当社代表取締役副社長 2018年7月 当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム 取締役 株式会社FgG 代表取締役社長 株式会社グラムス 取締役 gumi Asia Pte. Ltd. Director 台湾谷米數位科技有限公司 董事長 株式会社gumi ventures 代表取締役社長 株式会社gumi X Reality 代表取締役社長 Tokyo XR Startups株式会社 代表取締役社長 株式会社gumi X studio 代表取締役社長 gumi America, Inc. President 株式会社gumi Cryptos 代表取締役社長 double_jump.tokyo株式会社 社外取締役	995,800株
2	もとよし まこと 本吉誠 (1983年1月21日)	2007年4月 株式会社新生銀行入行 2012年7月 当社出向 2014年2月 当社入社 2014年7月 当社執行役員 2016年7月 当社取締役（現任） （重要な兼職） 株式会社エイリム 取締役 株式会社グラムス 監査役 株式会社gumi ventures 取締役 株式会社gumi X Reality 監査役 Tokyo XR Startups株式会社 監査役 株式会社gumi Cryptos 監査役 double_jump.tokyo株式会社 社外監査役	778,600株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2022年4月30日現在のものであります。
3. 川本寛之氏を取締役候補者とした理由
川本寛之氏は金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、会計、IR、M&A、財務戦略、内部統制等のコーポレート全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、代表取締役就任後はモバイルオンラインゲーム事業領域を統率し、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 本吉誠氏を取締役候補者とした理由
本吉誠氏は金融機関在職時における専門知識や豊富な実務経験に加え、当社グループにおける国内外の事業、財務戦略、投資業務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たか かし しん たろう 高橋 信太郎 (1965年1月8日)	1989年4月 株式会社リクルート入社 2001年10月 株式会社まぐクリック（現GMOアドパートナーズ株式会社）入社 2006年3月 GMOアドパートナーズ株式会社 代表取締役社長 2008年3月 GMOインターネット株式会社 取締役 2013年3月 GMOインターネット株式会社 常務取締役 グループメディア部門統括 2015年3月 GMOアドパートナーズ株式会社 取締役会長 2016年4月 Indeed Japan株式会社 代表取締役 営業本部長 2016年7月 当社社外取締役（現任） 2017年10月 Indeed Japan株式会社 代表取締役 ゼネラルマネージャー兼営業本部長 2020年4月 Indeed Japan株式会社 代表取締役 ゼネラルマネージャー 2020年6月 Indeed Japan株式会社 取締役 2020年10月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS CMO 2020年11月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 取締役CMO 2021年1月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 取締役CMO、マーケティング戦略室長 2021年11月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 取締役（現任） 株式会社U-POWER 代表取締役社長（現任）	一株
2	ちやう なん のぶ あき 長南 伸明 (1973年9月9日)	1996年4月 太田昭和監査法人（現EY 新日本有限責任監査法人）入所 2008年7月 新日本有限責任監査法人（現EY 新日本有限責任監査法人）パートナー 2015年9月 株式会社スタジオアタオ 取締役（現任） 2017年7月 当社社外取締役（現任） 2017年8月 UUUM株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年5月 SFPホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	しみず けんじ 清水 健次 (1968年5月24日)	1995年11月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所 2002年10月 小沢・秋山法律事務所 入所 2013年8月 株式会社Gunosy 社外監査役（現任） 2015年1月 武市法律事務所 入所 2016年3月 清水法律事務所設立（現任） 2016年3月 日本テクノ株式会社 社外監査役（現任） 2016年7月 株式会社長越 代表取締役（現任） 2019年10月 株式会社アクシージア 社外監査役（現任） 2020年7月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員である取締役候補者の「所有する当社の株式の数」は、2022年4月30日現在のものです。
3. 高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏は社外取締役候補者であります。
4. 高橋信太郎氏を監査等委員である取締役とした理由
高橋信太郎氏は、Indeed Japan株式会社等で代表取締役などの要職を務める中で培った企業経営に関する豊富な経験を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 長南伸明氏を監査等委員である取締役とした理由
長南伸明氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
6. 清水健次氏を監査等委員である取締役とした理由
清水健次氏は、弁護士及び公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。このような経験と実績は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、現在当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年

となります。

7. 当社と高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏の各候補者とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合に損害賠償責任を限定する内容の責任限定契約を締結しております。本総会において各候補者の選任が承認された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
8. 当社は、高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、各候補者の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
9. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。各候補者が監査等委員である取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
たかやちさこ 高谷知佐子 (1969年3月7日)	1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2000年1月 ニューヨーク州弁護士登録(ニューYork州弁護士会所属) 2001年9月 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 2003年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー就任(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者の「所有する当社の株式の数」は2022年4月30日現在のものであります。
3. 高谷知佐子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 高谷知佐子氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由
高谷知佐子氏には弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 高谷知佐子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿 ホール



- 交通
- ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」 「A5出口」より徒歩4分
 - ・都営地下鉄大江戸線「西新宿五丁目駅」 「A1出口」より徒歩5分
 - ・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」 「2番出口」より徒歩7分
 - ・JR各線、地下鉄、私鉄各線「新宿駅」 「西口」より徒歩13分

○駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませよう
お願い申し上げます。